身延町サテライトオフィス誘致支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

身延町では、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町の特色を活かした観光、 農業、地場産業などの振興により新たな雇用を生み出すことを目的に、企業の誘致に取り組んで いる。

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴うテレワークや事業拠点分散化のニーズが高まっているなか、本町の地域資源(地域課題・教育機関など)を洗い出し、その地域資源に関連した誘致すべき企業を選定し、本町と進出企業の「メリット」を明確化した誘致戦略の策定を行うとともに、受託候補者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

審査及び選考は、サテライトオフィス誘致支援業務について受託候補者等から提案を受け、より効果的で経済的な事業を展開するため、公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、 提案内容、プレゼンテーション等の評価基準を元に総合的に評価・審査するものである。

2. 業務概要

(1) 事業名称

新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

(2) 委託業務名

身延町サテライトオフィス誘致支援業務委託

- (3) 業務内容
 - (ア) サテライトオフィス誘致研修
 - (イ) 誘致戦略の策定
 - (ウ) プレゼン資料の制作
 - (エ) PRサイトの制作
 - (オ) 定例ミーティングの実施
- (4) 納入場所

身延町役場 企画政策課

(5) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月24日まで

- (6) 委託上限金額
 - 3,738,900円(10%の消費税及び地方消費税額相当額を含む)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者(提案者になろうとする者)は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 身延町一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿に登載されている者で、身延町物品購入 等契約に係る指名停止等措置要綱(平成26年身延町訓令第4号)の規定による入札参加 資格停止の期間中でない者、もしくは、山梨県市町村総合事務組合の実施する令和2年度 競争入札参加資格定期審査(令和3・4年度分)の入札参加者の資格を満たすこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」と という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、 次に掲げる者に該当しないこと。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 山梨県内又は山梨県に隣接する都県に本社又は支店・営業所があること。
- (8) 現にサテライトオフィス誘致支援業務を実施する者且つ本委託事業を適切に履行できる者で、平成27年4月以降にサテライトオフィス誘致支援の業務実績があること。

4. スケジュール

項目	日程	備考
①募集開始	令和2年9月16日(水)	実施要項等の掲示 (町ホームページ)
②質問の受付期間	令和2年9月16日(水) ~29日(火)	
③質問書の回答	令和2年9月30日(水)	町ホームページ
④提案意向申請書等の提出期限	令和2年10月2日(金) 午後5時まで	
⑤資格確認の結果通知	令和2年10月7日(水)	提案書の提出要請書
⑥企画提案書の受付	令和2年10月7日(水) ~10月14日(水) 午後5時まで	
⑦審査 (プレゼンテーション・ヒ アリング)	令和2年10月20日(火)	詳細は別途通知
8選定結果通知	令和2年10月22日(木)	
⑨契約締結	令和2年10月26日(予定)	契約課経由

5. 参加手続

(1)事務局

担当課 身延町役場 企画政策課

所在地 〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

電話番号 0556-42-4801 アドレス kikaku@town. minobu. lg. jp

(2)募集要項等の配布

(ア)配布期間

令和2年9月16日(水)から令和2年10月2日(金)まで (平日の午前9時から午後5時まで)

(イ) 配布場所

事務局で配布するほか、身延町HP(https://www.town.minobu.lg.jp/)からダウンロードすることができる。

(3) 実施要項に関する質問受付及び回答

(ア) 受付期間

令和2年9月16日(水)から令和2年9月29日(火)午後5時まで

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 質問方法

本実施要項に関する質問については、電子メールのみの受付とする。質問書(様式第5号)を使用し、件名を「身延町サテライトオフィス誘致支援業務に係る質問」とし、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(エ) 質問書類の様式

別紙「質問書」(様式第5号)を参照

(オ) 質問に対する回答

質問への回答は、身延町HP (https://www.town.minobu.lg.jp/)に一括して、令和2年9月30日(水)までに掲載し、個別には回答しない。

(4) 提案意向申請書等の提出

(ア) 提出期間

令和2年9月16日(水)から令和2年10月2日(金)午後5時まで (平日の午前9時から午後5時まで)

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。期限必着。)

(エ) 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、⑦~⑭については、身延町指名競争入札参加資格 者名簿に登載される者は省略できるものとする。

- ① プロポーザル提案意向申請書(様式第1号) ※印鑑登録のある印を押印のこと
- ② 会社概要 (パンフレット等でも可)
- ③ 国税に未納がない証明書(直近2年)
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 直近の財務諸表類:貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (又は利益処分計算書か損失処分計算書)
- ⑥ 平成27年4月以降のサテライトオフィス誘致支援業務実績一覧(任意様式とするが、A4版で作成すること)
- ⑦ 使用印鑑届 (様式任意)

- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 登録(許可)証明書等
- ⑩ 営業経歴書(様式任意)
- ① 都道府県税に未納がない証明書(直近2年)
- ⑩ 市区町村税に未納がない証明書(直近2年)
- ③ 誓約書(様式 誓約書)
- ⑭ 役員名簿(様式 役員名簿)
- 以下は、任意提出書類とする。
- ① ISO等の登録証
- (ii) 特約店·代理店証明書
- (才) 提出部数
 - ※ (エ) の①は、正本1部
 - ※(エ)の②から⑯は、正本1部、副本5部 ただし、副本は写しでも可とする。

(5) 企画提案書の提出

資格確認により選定され、企画提案書の提出要請があった参加者は、企画提案書を提出すること。

(ア) 提出期間

令和2年10月7日(水)から令和2年10月14日(水)午後5時まで (平日の午前9時から午後5時まで)

(イ) 提出場所

事務局

(ウ) 提出方法

直接持参

- (エ) 提出書類
 - ① 提案書(様式第4号)
 - ② 提案概要説明書(任意様式とするが、A4版で作成すること)
 - ③ 提案資料(任意様式とするが、A4版で作成すること)
 - ④ 見積書(任意様式とするが、A4版片面で作成すること)
- (才) 提出部数
 - ※ (エ) の①は、正本1部
 - ※(エ)の②から④は、正本1部、副本10部 ただし、副本は写しでも可とする。
- (カ) 提出書類作成要領
 - (1) 提案概要説明書及び提案資料(任意様式とするが、A4版で作成すること) 本プロポーザル実施要項及び「身延町サテライトオフィス誘致支援業務仕様 書」に基づき記載すること。なお、仕様書の要件を満たしていることをわかり やすく示すとともに、提案において創意工夫した点等についても具体的かつわ かりやすく示すこと。
 - (2) 見積書(任意様式とするが、A4版片面で作成すること)

「身延町 町長あて」とし、「消費税及び地方消費税を含む(税額明記)」のうえで、税込の総額を記載すること。

6. 著作権の取り扱い

- (1) 受託候補者の企画提案書及び成果物等(以下「企画提案書等」という。)に係るすべて の著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む)、その他一切の権利はす べて委託者に譲渡する。
- (2) 受託候補者は、委託者が企画提案書等の作品の商標及び意匠の出願及び登録をすることを 認める。
- (3) 受託候補者は、企画提案書等の作品の著作者人格権についてこれを行使しない。
- (4) 受託候補者は、応募を持って、上記 (1) \sim (3) に同意したものとする。
- (5) 受託候補者と委託者は、本業務の契約の際に、上記(1)~(3)の内容に基づき著作権譲等に関する契約を締結する。

7. 選定方法

「身延町サテライトオフィス誘致支援業務プロポーザル評価委員会」において、提案内容を総合的に審査し、1者を受託候補者として選定する。

- (1) 提案書等に係るプレゼンテーション
 - ① プレゼンテーション日時については、提出者数により後日、町より連絡する
 - ② 内容
 - (ア)「5. (5) (エ) 提出書類」に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答
 - (イ) 提出書類の内容と異なる新たな提案は行わないこと。
 - (ウ) パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。その場合は、当日パソコンは持参すること。
- (2) 出席人数

参加者の出席人数は3名以内とする。なお、本業務の管理者となる予定の者は必ず出席すること。

(3) プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーション 25分以内

質疑応答 10分程度

なお、資料の追加配布は、先に提出した提案資料の記載内容を逸脱しない範囲に限り可とする。

(4) プレゼンテーション後、次の表の評価項目に基づいて提案内容を審査し、点数が最も高い 参加者を受託候補者として選定する。

なお、順位付けができない場合は委員長の採点結果により順位付けを行うこととする。

評価項目

評価項目	評価基準	得点算出方法		配点
業務の実施 方法	提案内容は、サテライト オフィス誘致に必要な業 務内容を網羅しており、 仕様書に記載の内容につ いて効果的かつ具体的な ものであるか。	【5段階評価】 5:非常に優れている 4:優れている 3:普通 2:やや劣る 1:劣る	$\times 4$	20点
	サテライトオフィスの誘 致研修の目的・テーマ設 定は、本町職員のサテラ イトオフィス誘致スキル 向上に資する内容となっ ているか。		×2	10点
	サテライトオフィスの誘 致戦略を策定するうえ で、地域資源を洗い出 し、ターゲット企業を設 定し、進出メリットを明 確化できる内容となって いるか。		×4	20点
	PRツールのコンセプト (作成の目的、構成案) は、事業の目的に合致し ているか。また、誘致研 修・誘致戦略と連携が取 れた内容となっている か。		×3	15点
実施スケジュール	業務を遂行するために適 正な工程が設定されてい るか。		$\times 1$	5点
業務実績	類似業務の経験や知見の 豊富さで、本業務を効果 的に遂行するために十分 な業績を有しているか。		×2	10点
業務体制	業務を的確に遂行できる 体制を構築しているか。		×1	5点
積算の妥当 性	見積書の金額により評価する。	【6段階評価】 5~0	×3	15点
合 計				100

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当するものは、失格とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽があった場合
- (イ) 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 委託業務参考見積価格の金額が委託上限額を超える場合
- (エ) 評価の公平性に影響を与える行為や信義に反する行為があった場合
- (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、企画提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

9. 契約手続

- (1) 受託候補者と委託者との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が 調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 提出書類に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的 達成のために修正すべき事項があると委託者が判断したときは、協議により、業務の追加、変更、削除、見積金額等の変更を行うことがある。
- (3) 契約代金の支払いについては、業務完了払い及び受託者の請求による部分払い(1回以内)とする。
- (4) 受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届 を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 選定結果後、受託候補者の書類に虚偽の内容が判明した場合、委託者は契約を締結しない。

10. その他

(1) 辞退に係る取扱い

提案意向申請書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付した上で書面により届け出 るものとする。 (様式任意)

- (2) 提出書類に関する注意点
 - (ア) 資料提出後に、資料の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示があった場合を除く。
 - (イ) 委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
 - (ウ)提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
 - (エ)書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (3) 提案意向申請書及び企画提案書の取扱等
 - (ア)提出された提案意向申請書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、 公文書公開請求があった場合は、身延町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - (イ)提出された企画提案書の第三者の著作権の使用については、提案者の責任において処理するものとする。なお、提出された企画提案書は、委託候補者の選定のために必要な範囲内において複製を作成する。
 - (ウ) 提出された応募書類は返却しない。

(4) その他

- (ア) 参加者は、プロポーザルの選定結果に異議を申し立てることができない。
- (イ) 事務局、評価委員会の委員、プロポーザル参加者等が新型コロナウイルスの感染等に

より、審査を正常に行うことが困難となった場合には、プロポーザル実施の日程等を変更する可能性がある。